

## 令和6年度 事業計画書

自 令和6年4月 1日  
至 令和7年3月31日

### 基本方針

社会福祉協議会（以下、社協という。）は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とし、次に掲げる理念、方針に基づき、本会においても具体的な事業展開を図ってまいります。

＜運営理念＞①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現。②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現。③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築。④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出。⑤持続可能で責任ある自律した組織運営。

また、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記の運営理念に基づき、次の4つの基本方針により運営を行います。

＜基本方針＞①地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図ります。②事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底します。③事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した運営を行います。④すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

近年の地域福祉を取り巻く状況としては、少子高齢化がもたらす子育てや介護の問題、8050問題、地域で孤立しがちな外国にルーツをもつ方や引きこもりの方、社会的援護を必要とする人々への支援の問題等、地域生活課題は複雑化・多様化しております。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて、政府は、5月8日に、「5類」に移行する方針を決めました。しかし、コロナ禍で感染抑制の取り組みによる経済・社会活動の制限が長期化し、休業や失業などによる収入の減少、住居の維持の困難化など生活に困窮する人々の急増、孤立・孤独問題の深刻化など、さらに地域に内在していたさまざまな生活課題・福祉課題が浮き彫りになっています。

これらの解決に向けては、包括的・重層的な相談支援の強化とともに、住民や関係機関、専門家等による連携・協働による支え合いが一層重要となっております。

当会としましては、区役所との「地域福祉推進に関する連携協定書」に基づき、いわば車の両輪として、引き続き連携を図りながら地域で暮らす人々の信頼に応えるため「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安全・安心に暮らすことのできるやさしさとぬくもりのある福祉のまちづくり」を進め、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて「つながり・支え合うことができるコミュニティ」の構築をめざして、

法人本体の基盤強化を図りながら、市社協、行政、関係機関、地域団体、学校、企業、社会福祉施設、民生委員・主任児童委員、NPO、ボランティア、地域住民などと連携を密にし、地域福祉を一層推進してまいります。

そこで、この間、重点目標として「居場所」「見守り」「担い手」「防災」の4つをキーワードに、住民同士がつながり、関係機関と連携し、ともに暮らしを支え合う活動を展開していくことができる地域づくりをめざし、取り組んでまいりましたが、本年度も引き続き、「第2期 大阪市地域福祉活動推進計画」（令和3年度～令和5年度）を指針として、次のような推進方針に基づき各種事業に取り組んでまいります。

## 〔重点目標〕

- 場づくり・つながりづくりを絶やさない【居場所】
- 見守りと生活支援・相談支援に取り組む【見守り】
- 参画と協働による地域づくりを拡げる【担い手】
- 災害時でも地域で支え合える福祉コミュニティづくりの推進【防災】

## 〔推進方針〕

1. 地域生活課題の予防・解決に向けた小地域福祉活動の支援
  - (1) 地域での話し合いの場づくり
    - ・地域活動者と地域状況や課題について共有する機会をもつ
  - (2) 地域における居場所づくり・見守り活動の推進
    - ・個別支援各業務の役割周知と理解を深める機会をもつ
  - (3) 地域アセスメントデータの整備と活用
2. 多様化する生活課題・福祉課題への対応
  - (1) 包括的・重層的な相談支援の強化
    - ・個別支援各業務の役割周知と理解を深める機会をもつ
    - ・早期発見に向け相談機能の充実とともに関係機関との定期的な連携による継続的支援体制の構築をめざす
  - (2) 生活のしづらさを抱える人を支える取り組み
    - ・在留外国人等の生活のしづらさに関する調査を進めるため、相談時の聞き取り強化と状況把握に努める
    - ・NPOや地域での取り組み等社会資源についての調査活動の機会をもつ
  - (3) 生活支援・介護予防の充実に向けた支援強化
    - ・介護予防の取り組みの重要性について啓発する機会をもつ
    - ・閉じこもり予防やボランティア活動に関する情報提供の充実を図る
3. 参画・協働による地域づくり・場づくり
  - (1) 区ボランティア・市民活動センターを中心とした新たな参画と協働の促進
    - ・ボランティア・市民活動センター運営委員会の活性化およびセンターの

機能強化を図る

- ・ボランティア・市民活動センターへのボランティア登録を推奨する
- ・ボランティア活動やボランティア・市民活動センターの役割・機能についての啓発強化を図る
- ・地域アセスメント情報の活用による協働の取り組み強化を図る

(2) 子どもの居場所の創設・継続の支援

- ・既存のネットワークへの継続参画による情報共有と連携強化を図り、支援体制の充実をめざす
- ・こどもの支援に関わるフォーマル・インフォーマルサービスの情報整理をし、こどもの居場所づくりに取り組む当該団体等への提供をめざす
- ・区役所・自立相談支援機関・自立アシスト事業実施事業者と関わる世帯に関する情報共有に努める

(3) 社会福祉施設による地域における公益的な活動の推進

- ・施設内の地域交流スペースを活用した新たな居場所・市民交流の拠点づくりをめざす
- ・府社協社会貢献支援員と連携し、施設CSWとの情報共有を図り、相談支援ネットワークの拡充を図る

4. 地域における共生をめざした福祉教育の推進

(1) 地域における共生に向けた住民への啓発・研修等

- ・キャラバン・メイト連絡会と連携し、「認知症サポーター養成講座」の普及啓発を図る

(2) 多様な主体と協働した福祉教育・ボランティア学習の実践

- ・毎年継続して福祉教育に取り組む学校をモデルに啓発資料を作成のうえ、校長会等を通じて未実施校への普及をめざす

5. 平時からの防災に係る取り組みの推進

(1) 住民・関係機関との協働による区社協としての災害時に備えた体制づくり

- ・防災訓練を実施し、発災時における区社協の体制・対応について共通認識を図る
- ・各地域の防災訓練の状況把握および区社協と協働での取り組みについて検討する

(2) 災害時に備えた地域づくり・見守り体制づくりの推進

6. 地域資源や福祉に関する情報の把握と発信

(1) 地域生活課題・地域福祉活動・社会資源等の発信

- ・システム化による社会資源等地域情報の整理ならびに一元化による法人内での共有を図る

(2) 社協に関する効果的な情報発信と参加・相談しやすい仕組みづくり

- ・より分かりやすい情報発信に関する環境整備を進める

# 事業概要

## 1. 法人の管理運営

区社協および地域社協の連携を深め、相互の体制強化と社協活動の啓発および充実強化を図ります。

### (1) 区社協組織の強化

各種会議を開催するとともに、各種団体と密接な連携をとり、地域住民に期待され、信頼される区社協組織の強化に取り組みます。また、区民の理解による会員の加入促進について積極的に取り組み、区社協事業の啓発に努めます。また、行政や目的を共有する様々な活動主体と協働し、区社協組織を強化することで住民が地域で支えあう環境づくりにおいて積極的な役割を果たすとともに、潜在的ニーズの発掘・把握に努め、公的な福祉サービスや他の民間事業所では対応が困難な生活課題にも、適切かつ柔軟に対応してまいります。

#### ① 理事会・評議員会等各種会議の開催

区社協の組織の基盤となる各種会議等を開催し、区社協事業の発展・拡充を図ります。

#### ② 役員研修会の開催

組織の基盤強化に向けて、区社協役員のスキルアップを図るための研修会を行います。

#### ③ 組織構成会員・賛助会員の募集

組織構成会員、賛助会員の募集を通して、より多くの区民、各種団体に社協活動への理解と参画を求め、会員の拡充を図ります。

また、「東淀川社協だより」に募集の記事を掲載するほか、各種行事の際に会員募集の広報を積極的に進め強化を図ります。

#### ④ 安定した自主財源の確保

自主財源の確保に向け、可能な収益事業の展開を図るとともに、寄付金・会員会費・保有資金の運用等収入の向上に努めます。また、各事業の推進拠点である区在宅サービスセンターの老朽化により設備機器等の修繕・入替等も含めた大規模改修が必要なことから、事業推進に支障がないよう「建物修繕計画」に基づき、適切に対処できるよう計画的な修繕費積立等に努めます。

### (2) 善意銀行の運営

区内のさまざまな福祉活動を支援するため、住民からの善意による寄付を、地域社協の育成や社会福祉事業などに有効に活用するとともに、善意銀行への理解を求めるための啓発や効果的な運営を行います。

#### ○ 「緊急生活支援事業」

自立支援相談窓口やその他関係機関に相談した世帯のうち、緊急的かつ一時的に生計を維持することが困難な状況にある相談者からの申請により、必要に応じ食料等の現物給付や一時金の貸付を行います。

- 「福祉ボランティア活動応援資金」  
ボランティア・市民活動支援を目的として、ボランティアグループ・団体に対し、申請により活動費の助成を行います。
- 「子どもの居場所づくり助成事業」  
子どもの居場所（学習支援・不登校支援・子ども食堂等）の普及と更なる充実を目的に、各種サロンの設置・運営にあたる非営利の団体（地域団体を含む）に対し、申請により活動費の助成を行います。

### （３）共同募金東淀川地区募金会の運営

東淀川地区募金会の事務局を運営し、各種団体等と協力し、社協財源の大きな一助となる「赤い羽根共同募金」活動の普及・啓発に努めるとともに、新たなつながりづくり創出に取り組みます。

### （４）日本赤十字社「社資募集」の業務

日本赤十字社大阪府支部の業務の一部（「社資」募集関連業務のうち現金収受に関わる業務）を、当会が同支部から受託し実施します。

### （５）生活福祉資金貸付事業の貸付相談窓口業務

大阪府社協が運営している生活福祉資金貸付事業の区内における貸付相談窓口業務を実施します。

### （６）東淀川区地域振興会の運営

東淀川区地域振興会の事務局を運営し、連合振興町会および市地域振興会との連絡調整を図り、事業の計画・推進にあたります。また、日本赤十字社大阪府支部市地区本部、または区地区との連結を図り、円滑な事業運営に協力します。

### （７）その他

- ① 各種事業の実施にかかる大阪市社協、区役所等関係機関および各種関係団体との連絡調整
- ② 各種社会福祉団体への事業助成

## 2. 地域福祉活動の推進

地域社協や地域活動協議会（以下、地活協という。）が行うさまざまな地域福祉活動や区社会福祉施設連絡会への支援、ボランティア・市民活動センターの推進など、社協の根幹業務である住民主体の地域福祉活動を推進してまいります。

### （１）地域福祉活動推進事業

高齢者・障がい者・子育て世代など、さまざまなニーズを持った方々に対し、ともに生きる社会を築くために、住民主体で支える地域に対して地域福祉活動の推進支援を行います。具体的には、地域社協や地活協の福祉部門等が取り組む地域住民

の見守り、喫茶サロン活動、子育て支援活動、ミニネットワーク委員会活動等地域の特性に応じた小地域福祉活動の推進を図りながら、いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくりを進めます。また、不測の状況（災害等）を想定し、地域と協働で日常生活圏域における「居場所づくり」や「新たな担い手の養成」、「見守り体制の構築」に向けた講座の開催等取り組んでまいります。

- ・個別援助活動（生活課題等を抱える住民に対する見守り活動など）の支援
- ・グループ援助活動（喫茶サロンや子育て支援活動など、サロン形式や集団で取り組む活動）の支援
- ・世代間交流（子どもと高齢者など、世代を越えた交流活動など）の支援
- ・住民同士の支え合い体制「互助」「共助」の構築・充実に向けたサロン講座の開催
- ・災害時に備えた地域の取り組み（要援護者の把握、地域防災学習、避難所開設・運営訓練等）の支援、「互助」「共助」の推進
- ・地域活動者向けの研修や広報、啓発活動等の支援
- ・地域アセスメントの強化および課題解決に向けた具体的取り組みの支援
- ・先駆的な取り組みに対する企画・事業実施に関する支援
- ・「キャラバン・メイト連絡会」活動の推進
- ・「認知症カフェ」の普及・啓発、運営ボランティアグループへの支援および認知症サポーターの養成・活用、フォローアップ研修の開催
- ・ケース検討会等の運営支援や関係機関等への連絡調整
- ・その他、地域社協やミニネットワーク委員会等が取り組む様々な活動の推進に必要な支援

## （２）地域が取り組む各種福祉活動への支援

各地域社協やミニネットワーク委員会等が取り組む地域の特性を活かした活動等に対して、事業助成金の交付をはじめ様々な支援を行います。また、「高齢者食事サービス事業」についても連絡会の事務局を担うなど、引き続き側面的に支援してまいります。

### 〔事業助成金の対象〕

- ① 野外活動の夕べなど地域の子どもの育成にかかる事業
  - ② 地域高齢者事業・ボランティア育成事業ほか、地域社協が取り組む事業
- ※上記①・②の事業を対象に「地域社協活動補助金」を交付する

## （３）区社会福祉施設連絡会の支援

東淀川区社会福祉施設連絡会の事務局を運営し、連絡会加入施設職員・施設長を対象とした研修会等の開催を支援します。

## （４）各種区社協事業

- ① 高齢者事業の実施
  - ・最高齢者ならびに百歳お祝い訪問
  - ・金婚夫婦へのお祝い品贈呈
- ② 各種子育て関連事業との連携
  - ・子育てサロン連絡会への参画
  - ・地域の各子育てサロン・サークルが実施する講座やミニイベントへの参加および協力

### ③ 障がい者・高齢者ふれあい事業の実施

- ・ふれあい交流事業の推進

普段外出機会の少ない障がい者や高齢者が参加しやすい場を設け、参加者同士やボランティア等とのふれあい交流を図ることで、新たな出会いからつながりを育み、生活意欲の向上、生きがいをづくりにつなげます。

### ④ 車いす貸出事業の実施

- ・一時的に車いすが必要な方等への貸出（上限1ヶ月間）

### ⑤ 車いす対応自動車貸出事業および移送ボランティア派遣体制の整備

- ・車いす対応自動車を必要な方や団体へ貸出（保険加入は自己負担）

### ⑥ 福祉教育教材の貸出事業の実施

- ・高齢者疑似体験セットの貸出
- ・企業や団体、学校向け体験用車いすの貸出
- ・アイマスク、白杖の貸出

## (5) 広報啓発事業

住民主体の福祉のまちづくりを促進し、地域福祉の増進を図るため、広く区民に社協の意義と役割を理解していただき、福祉活動への参画の契機となるよう、つながりの輪を広げることがを目的に、各種広報啓発事業を実施します。

### ① 社協だより（年3回発行）

知りたい『福祉の情報・動向』を分かりやすく、かつ、多くの区民の目に留まるような紙面づくりをモットーに、区社協、地域社協、地活協等が取り組む様々な活動の紹介や、介護保険など公的な制度・サービスに関する情報発信に努めます。

### ② ホームページ

区社協が行う事業・講座の情報や、その他地域福祉活動等、タイムリーな地域情報を発信します。事業運営の透明性確保の観点から、財務諸表の公表を行うとともに迅速な情報発信に努め、内容更新の頻度を高めます。

### ③ 区民まつり等コミュニティ事業への参加、協力

### ④ その他啓発事業（講習会等）

## 3. ボランティア・市民活動センター事業

東淀川区ボランティア・市民活動センター（以下、センターという。）は、ボランティアの活動拠点として設置されており、運営委員会を柱として、円滑な事業運営にあたってまいります。運営委員会は、学識経験者、地域団体・ボランティアグループの代表等で構成されています。ボランティア活動推進のため具体的な取り組み等について話し合いや意見交換を実施してまいります。

「ボランティアグループ連絡会」を継続していく中で情報共有を図るとともに、グループ間の連携・交流を促進し、活動の幅を広げる取組みを推進してまいります。

また、身近で親しみやすく利用しやすいセンターをめざし、ホームページの充実等、双方向の情報発信・PRの強化に努め、ボランティア・市民活動の裾野、参画の輪を広げる取組みを進め、センターの利用促進、ボランティア活動の啓発に努めるとともに、年々多様化するボランティア活動に関する相談・ニーズに対し、各登録グループの協力も得ながら、柔軟に対応してまいります。

- (1) ボランティア活動促進事業（ボランティア活動ルームの貸出等）
- (2) 各種ボランティア・体験講座等の開催
- (3) 福祉・防災教育の推進（福祉教育カリキュラムの作成等）
- (4) 広報啓発事業（ホームページの充実、ほほえみカーニバルの開催等）
- (5) ボランティアセンター「メゾンリベルテ」、区内社会福祉施設との連携
- (6) 関係機関・団体等との協働事業
- (7) 区との協定書に基づき、発災時「災害ボランティアセンター」の設置・運営
- (8) 「ボランティア活動保険」「ボランティア・市民活動行事保険」等の受付業務
- (9) その他、ボランティア・市民活動の推進に関する事業

## 4. 生活支援体制整備事業

（大阪市福祉局委託事業）【受託期間：平成29年度～】

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築が必須となっています。地域のニーズの把握、新たな社会資源の創出や各関係機関との連携体制の整備などで地域包括ケアを進めていきます。

東淀川区域に第1層生活支援コーディネーターを日常生活圏域（包括圏域）に第2層生活支援コーディネーターを配置。新たな活動の場の創出を地域との連携を図りながら、ニーズに応じた事業展開を行います。

### （1）ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築

#### ① 情報収集および一覧表等の作成

第1層・第2層の協議体を通し、出てきた地域の人「財」情報をまとめた「スキルマップ」を作成し、地域のつながり作りに役立てます。

#### ② 協議体の設置および会議の開催

区域を対象に「第1層協議体」、区内4カ所の地域包括支援センター圏域ごとに「第2層協議体」を開催し、多様な主体による地域に関する意見交換や情報共有を行います。

### （2）地域資源・サービスの開発

#### ① 地域資源・サービスの立ち上げ支援

#### ② 地域資源・サービスの継続支援

#### ③ 講座等の開催

前年度に開催した「スマホサポーター養成講座」を引き続き行い、ICTを活用したつながりを地域に根付かせる人「財」を育てます。

### （3）活動の場の発掘・開発

#### ① 活動の場の確保および利用調整

#### ② 情報収集および情報提供

### （4）サービス実施情報の周知等

## 5. 地域福祉コーディネーター業務委託事業

(東淀川区委託事業)【受託期間：令和5年度～ 1年間】

支援につながっていない住民をいち早く発見し、適切な支援につなげられるよう地域も含めた関係機関での情報共有の場を設けるなど、「地域の気づき」が一層重要になってきているなか、全17地域において、支援の担い手となりうる住民による地域福祉コーディネーターを配置し、地域における様々な生活課題を抱えた住民への相談対応、緊急時の一時的な援助、また、福祉の制度につなぐなど、地域における住民主体のコミュニティづくりの推進を図ってまいります。

「地域における見守りネットワーク強化事業」で配置されているコミュニティ・ソーシャル・ワーカーと連携して切れ目のない支援体制の構築をめざします。

## 6. 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

(大阪市福祉局委託事業)【受託期間：平成27年度～】

住民が抱える暮らしの困りごとは、複雑化・多様化・深刻化しており、「支援が必要でありながら、適切な支援につながっていない人をいかに把握し、支えるか」が大きな課題となっています。

そして、災害時に支援が必要な人に対する見守りや平時からのつながりのあり方、地域で孤立している人に対する専門的なサポート、認知症高齢者等の行方不明時の対応などが全市的な共通課題であることを背景として、本事業は、行政と地域が保有する要援護者情報を活用することで、地域におけるよりきめ細やかな見守りネットワークの強化を図ります。

引き続き、次の機能1～3で事業展開を行います。

### (機能1) 要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備機能

高齢者(要介護3以上、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上)、知的障がい者A、精神障がい者1級、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声・言語機能障がい3級、肢体不自由3級、難病患者、身体障がい者(1,2級)を対象に、地域への個人情報提供に係る同意確認を様々な機関と連携を持ちながら実施し、同意のあった方を地域の見守り活動につなぐとともに、体制を構築していきます。同意書の返信がない世帯へは、安否確認をかねて訪問を行うことで世帯の状況を把握し、いわゆるゴミ屋敷状態であるなど気になる場合は適切な支援につなぐなど要援護者の把握・支援を行います。

また、事業開始から7年が経過し、当初同意を得た方の情報も変更されていると予想されることから、平成27～29年度に同意をいただいた方に対し、再度同意確認を行いました。今年度も引き続き、平成30年度以降に同意を得た方に対し改めて同意確認を行ってまいります。

### (機能2) 孤立世帯等への専門的対応

福祉専門職のワーカーが、孤立死リスクの高い要援護者等へのアウトリーチを行い関係機関へつなぎます。また、総合的な支援体制の充実事業「つながる場」と連

携し、複数の課題を抱える方に対し、適切な支援を行えるよう取り組みます。支援が必要であるが、支援につながっていない方の情報等を得るため、地域福祉コーディネーターと連携を深めるとともに、地域住民の方から気軽にご相談いただけるよう、昨年度に引き続き民生委員協議会会議や町会長会議へ出席するなど、地域役員の方等と顔の見える関係づくりに取り組んでまいります。

また、早期発見したケースについては、重篤化を防ぐため、地域福祉コーディネーターや地域役員と連携し、日常的なゆるやかな見守りにつなげることを念頭に支援を行います。

### **(機能3) 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見**

認知症高齢者等が行方不明となった際にメール配信する協力者の登録を引き続き募るため、各種会議等へ参加し事業周知を行います。一方で、該当する対象者の事前登録の啓発も引き続き行い、早期発見へとつなげるシステムを築きます。行方不明の恐れのある方も安心して暮らせるまちづくりのためこれまでと同様、地域団体や民生委員児童委員協議会等の協力を得て「認知症高齢者声かけ模擬訓練」の実施に取り組んでまいります。

認知症により行方不明になり、警察で保護された方を必要な支援につなげる「認知症高齢者等支援対象者情報提供制度」を警察と連携し、実施します。

## **7. 地域包括支援センター事業**

(大阪市福祉局公募事業) 【受託期間：令和5年度～6年間】

「東淀川区地域包括支援センター」は、平成18年度に当区初の地域包括ケアの中核的機関として設置されました。現在、大桐、大道南、豊里、豊里南、豊新地域を担当し、地域関係者、区内地域包括支援センター、区役所(区保健福祉センター)、各介護保険事業者、医療機関などの各種関係機関と連携を図りながら、次の事業を実施しています。

### **(1) 総合相談**

高齢者の様々な相談を受ける窓口として、介護保険サービスの利用やそれ以外の福祉サービスやサポート等に関する幅広い情報提供、関係機関との連携・連絡調整を行います。

また、大桐、大道南地域では、大桐総合相談窓口(おおぎりランチ)が身近な相談窓口として設置されており、当センターがその後方支援を行います。

### **(2) 権利擁護**

#### **① 高齢者虐待への対応と虐待防止に向けた取り組み**

区保健福祉センター等関係機関との連携のもと、高齢者虐待の対応を行います。また、虐待防止および権利擁護に関する啓発活動として、専門職や地域住民を対象に勉強会等を開催し、早期発見に必要なネットワーク構築を目指します。

令和5年度：虐待防止に関する研修の実施

#### **② 成年後見制度・日常生活自立支援事業(あんしんさぼーと事業)の活用支援**

高齢者の権利擁護を行ううえで、認知症等により判断能力の低下がみられる方に

対して、適切な介護サービスの利用や金銭管理、法律的行為等を支援するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用支援を行います。

令和5年度：意思決定支援、成年後見制度に関する研修の実施

### **(3) 包括的・継続的ケアマネジメント**

#### **① 支援困難事例への対応**

居宅支援事業所への後方支援として、介護支援専門員からの相談に随時対応します。また、支援困難事例についての相談や関係機関との連携調整、状況に応じたサービス担当者会議の開催支援や地域ケア会議開催等を随時行います。

#### **② 介護支援専門員のネットワーク強化**

区内地域包括支援センターとともに、高齢者支援に係る研修会や介護保険に関する情報の提供・交換の機会を提供し、介護支援専門員の資質向上および関係機関との連携強化のための取り組みを行います。

令和5年度：圏域連絡会（年2回）、区域連絡会（年4回）の開催支援

#### **③ 包括的・継続的なケア体制の構築**

医療、介護連携における介護支援専門員のニーズ把握に努め、在宅医療介護連携相談支援室と連携し、多様な関係機関との連携体制構築を支援します。また、介護保険サービス以外の社会資源の活用に関し、生活支援体制整備事業と協力し情報提供や活用促進の体制整備に努めます。

### **(4) 地域ケア会議の開催**

#### **① 地域ケア個別会議**

保健・医療・福祉などの支援関係機関や、地域関係者等多様な参加者で個別の支援困難事例を検討し、支援に係る役割分担の明確化や方針を検討します。複合的な課題を抱える事例については、総合的な支援体制の充実事業「つながる場」に事例を提出し、支援方針を検討します。

#### **② 自立支援型ケアマネジメント検討会議**

要支援1又は2と認定された高齢者の自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの向上および地域課題への取り組みを推進します。

令和5年度：検討会議3回、小会議9回実施

また、①②の会議を通し、見えてきた課題の共有や対応取り組み検討を支援関係機関、地域活動者、スーパーバイザーと共に行い、結果を区地域包括支援センター運営協議会等に報告します。

### **(5) 関係機関との連携・その他のネットワーク構築**

#### **① 地域包括支援センター連絡会の実施**

東淀川区内にある4カ所の地域包括支援センター、区保健福祉センターとの事業連携や情報交換を目的に月1回連絡会を開催します。協働事業の検討や区内行事についての情報交換、連絡調整を図ります。

## ② 地域包括支援センター・ランチ連絡会の開催

地域包括支援センターと総合相談窓口（ランチ）との事業連携を図るため、概ね2ヶ月に1回連絡会を開催し、活動への後方支援を行います。当圏域内では、地域における行事の企画・実施を協働して行い、行事等を通じて総合相談窓口の周知や地域関係者との関係づくりを推進します。

## ③ 地域におけるネットワーク構築

圏域内地域の福祉サービスや社会資源の状況を把握し、地区診断を行ったうえで、支援を要する高齢者への適切な支援や継続的な見守り支援体制構築に向けた取り組みを行います。地域のふれあい喫茶等さまざまな行事や、認知症高齢者支援ネットワーク連絡会議、東淀川区の在宅医療を考える会等、多職種協働のための会議を通じて、地域関係者との関係づくりを行い、圏域内および区内におけるネットワーク構築を図ります。

令和5年度：地域活動者の連絡会議への出席  
地域活動者と専門職情報交換会の実施

## ④ 家族介護支援事業

認知症高齢者や身体介護等、介護を要する高齢者の家族ら当事者同士の情報交換等を通して、介護者家族の介護による心身の負担軽減を図ります。また、介護に必要な情報や知識に関する勉強会を年1回実施します。

令和5年度：家族会の実施（年11回、8月を除く第3木曜日）

## ⑤ 認知症施策推進にかかる取り組み（認知症強化型地域包括支援センター）

認知症初期集中支援推進事業を受託している当会は、認知症強化型地域包括支援センターとして認知症施策の推進と既存事業の充実を図ります。把握した認知症の課題を区地域ケア推進会議にて報告するとともに、区内地域包括支援センターをはじめ、認知症高齢者等を支援する各機関・団体のネットワーク強化を図ります。

また、オレンジサポーター地域活動促進事業において、認知症の人や家族を支援するオレンジサポーターの養成、認知症の人にやさしい取り組みを行うオレンジパートナー企業の拡大を目指します。

令和5年度：若年層への認知症理解普及講座の実施  
認知症サポーターステップアップ講座の実施  
認知症理解のためのリーフレット作成（本人、家族向け）

# 8. 介護予防支援（第1号含む）事業

（一部、大阪市福祉局委託事業）

介護保険要介護認定により要支援1・2、事業対象者と認定された方が、自立支援の促進が図れるよう、本人の意欲と目標に向けたケアマネジメントを行い、利用者の状態やニーズに応じたサービスを提供していけるよう支援します。また、居宅介護支援事業者の一部委託しているケアプランについて、助言や指導、プランや必要書類の点検、給付管理業務を行います。

## 9. 認知症初期集中支援推進事業

(大阪市福祉局公募事業) 【受託期間：令和5年度～6年間】

認知症初期集中支援チームを設置し、認知症又は認知症が疑われる方に適切な医療・福祉・介護が提供されるよう、区内地域包括支援センターをはじめとする関係機関、地域活動者と連携しながら支援します。認知症地域支援推進員は、若年性認知症の人をはじめ、認知症の人の社会参加支援を中心に、認知症の状態に応じた支援が切れ目なく提供されるよう関係機関の連携体制の強化を図ります。また、認知症地域支援コーディネーターと連携し、地域資源創出並びに地域の認知症対応力向上に取り組みます。

## 10. 在宅福祉・生活支援事業

要介護者およびその家族に対し、きめ細やかな在宅福祉を推進するため、関係機関と連携を図りながら在宅福祉サービスを総合的に提供し、支援します。

### (1) 大阪市介護予防教室（なにわ元気塾）

介護予防・日常生活支援総合事業として実施し、身近な地域で定期的（月1回）に参加できる介護予防に資する通いの場を開催します。65歳以上の高齢者（第1号被保険者）および支援に関わる方々を対象とし、介護予防に関する正しい知識の普及とともに、創作活動やレクリエーション等の実施により、年齢を重ねても自分らしく、できる限り自立した生活を送れるよう支援します。

### (2) 日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと事業）

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方々の権利を擁護し、地域で自立した日常生活が送れることを目的に支援します。

具体的なサービス提供として、個々の利用者ごとに福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを契約に基づいて行います。また、判断能力が著しく低下した利用者に対しては、成年後見制度への移行のために関係機関との連携を図ります。

## 11. 東淀川区老人福祉センターの管理運営

(大阪市福祉局指定管理者公募事業) 【受託期間：令和元年度～5年間】

指定管理者として最終年度の同センターの管理運営業務を行い、老人福祉センター事業及び高齢者の生きがいと健康づくり推進のための各種事業を実施してまいります。

### (1) 老人福祉センター管理運営に関する業務

- ① 清掃及び各種点検業務の実施による適正な施設管理
- ② 消防訓練等の実施による危機管理や事故の発生を防ぐ安全管理

- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止にともなう各種対策の実施

## (2) 老人福祉センター事業の推進に関する業務

- ① 高齢者の教養講座や生きがい探究講座等の開催
- ② 高齢者の健康づくり講座・体力づくり行事等の開催および介護予防の促進
- ③ 高齢者のレクリエーション活動の実施
- ④ 高齢者の世代間交流事業の推進
- ⑤ 団塊の世代等への働きかけ
- ⑥ 高齢者の地域福祉活動やその他活動の支援
- ⑦ 高齢者の健康・生活等に関する相談および各種情報の収集と提供
- ⑧ 老人クラブの育成・支援
- ⑨ その他老人福祉センター設置の目的を達成するために必要な事業

## (3) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業に関する業務

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、地域の実情に応じて次に掲げる介護予防に資する事業を実施します。

- ① 元気な高齢者のみでなく、軽度な支援や介護の必要な高齢者も含めて、要支援、要介護状態への移行を防ぐことができる定期的な体操・運動等の実施  
(専門職による年4回以上の助言・指導を実施します)
- ② 介護予防に関する講演会、講習会および講座の開催
- ③ 文化伝承活動、三世代交流活動、高齢者の地域活動の振興
- ④ 高齢者のスポーツ活動、健康増進活動の振興
- ⑤ 高齢者の生産・創造活動の振興および作品展等の開催
- ⑥ その他、介護予防に関し適当と認められる事業  
(②～⑥については、合わせて年4回以上実施します)

## 1 2. 生活困窮者自立相談支援事業（相談支援）

(大阪市福祉局公募事業)【受託期間：令和4年度～ 3年間】

コロナ禍の影響で依然として厳しい経済・雇用情勢の中、生活に困窮し複合的な福祉課題を抱えている世帯が一層増加しています。第2のセーフティネットを構築すべく、生活保護に至る前の段階での自立支援の強化を図り、課題がより複雑化、困難化する前に、早期に自立に向けた支援を行うための事業を推進してまいります。

### (1) 自立相談支援事業

- ・区役所1階にて「くらしのみり相談窓口（生活自立支援相談窓口）」を開設しています。
- ・多様で複合的な課題を抱えた生活困窮者からの相談に対応するとともに、相談者の置かれている状況や、本人の意向等を踏まえた支援プランを策定し、アウトリーチ支援を含めた対応を行います。
- ・支援が始まった後も、それらの効果を評価・確認しながら、本人の自立まで包括的な伴走型支援で、継続的に支えていきます。

- ・相談受付時に課題を的確に把握し、他機関へのつなぎが適切と判断された場合は、他の専門機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。
- ・離職者または、コロナの影響等による収入減少者のための住居確保給付金の受付事務。
- ・生活困窮者自立支援金受給者及びコロナ特例貸付利用者への相談支援。
- ・孤立化を防ぐためオンラインツール等、多様な相談方法体制の開拓。

## (2) 就労支援

- ・相談者の主体性を尊重し、就労支援が必要な相談者には、「総合就職サポート事業」「ハローワークとの連携事業」等と必要に応じて連携した支援を行います。
- ・人とのコミュニケーションが苦手、仕事に就いたことがないなど、直ちに就労することに不安を持っている方のために、社会生活の基礎能力や就労体験を就労チャレンジ事業（就労準備支援事業・就労訓練事業）を活用し行います。

## (3) 家計改善支援事業

- ・相談者が家計の収支を理解し、支出項目の優先順位をつけ収支改善を図ることができるように助言します。相談者が自ら家計管理ができるように、状況に応じた支援計画の作成、関係機関へのつなぎなど早期の生活再建を支援します。

## (4) 関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発

- ・関係機関とのネットワークづくりや困窮課題の早期発見、就労や支援に必要な社会資源の開発の為、生活困窮者サポートネット連絡会への参画や他機関が主催する会議、地域団体の会合、福祉活動等へ積極的に参加します。
- ・関係機関と連携を図りながら、子どもの居場所づくり、外国籍住民への支援等、近年課題となっている困窮課題についての実態把握を行い、相談機能の充実につなげます。

# 13. 児童いきいき放課後事業（井高野・新庄・西淡路）

（大阪市こども青少年局公募事業）【受託期間：令和6年度（1年間）】

## (1) 運営主体

各地域の地活協（井高野・新庄）地域社協（西淡路）と当会4者の事業共同体が、大阪市から運営・管理委託を受けて事業を実施します。

事業の運営にあたっては、「いきいき」指導員をはじめ、教員、PTA、地域団体関係者等で構成された「いきいき」運営委員会と連携を図りながら実施してまいります。

## (2) 参加対象児童

当該校区に居住する小学校1～6年生で、参加を希望する児童

（当該校区に居住する学齢児童なら誰でも参加可能）

また、例年3月末に「就学前児の体験参加」を実施。

### (3) 活動日・活動時間および活動休止日

月曜日～金曜日：授業終了後～午後6時

土曜日・夏休みなどの長期休業日：午前8時30分～午後6時

(3校とも午後7時までの時間延長を実施)

上記以外の活動日・活動時間は各いきいきによって異なります。

※活動休止日・・・日曜日、祝日、お盆休み(8月11日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)、その他、大阪市の判断により休止と定めた日および地域の特性や実情に応じて運営委員会が決定した日

また、台風や災害、感染症対策などにより、学校が臨時休校となった場合は、いきいきも活動休止となります。

### (4) 活動場所

各小学校「いきいき」活動室を中心に、学校と連携し図書室・運動場・体育館等も活用します。

### (5) 参加料

無料、ただし、児童の安全管理にかかる経費として一人あたり年間500円(特別活動にかかる実費および時間延長にかかる経費は別途必要)

### (6) 登録申込方法

「いきいき」活動室へ申込用紙を提出

### (7) 活動の内容(例)

- ・宿題、読書等の自主学習、おもいきり体を動かす遊び、物を創る・作る遊び 劇を演じる・自然を研究する、ゲームに挑戦する、鑑賞する、生き物を育てる。
- ・なぞなぞ大会、季節を彩る壁面掲示、昔からの遊び(屋内外)等
- ・長期休業日などには、史跡の見学や野外活動等、学校外での「特別活動」も実施します。

### (8) 地域との交流の取り組み

「いきいき」では、活動をより充実させていくために、PTA、地域の方々の支援、ご協力をいただき、次のような地域との交流活動に取り組んでいます。

- ① 特技をもった人に、指導していただく。
- ② 地域の方(近隣の高校等含む)と軽スポーツや外遊び等をしたり、昔話等を聞いたりする。
- ③ 子ども会、女性会、PTA、生涯学習ルーム等といっしょに行事をする。

## 2023（令和5）年度 社会福祉法人 大阪市東淀川区社会福祉協議会年間事業予定表

実施予定月日		行 事 名	実施場所等
4月	11日(火) 14時～	地域社協会長会 善意銀行運営委員会	ほほえみ5階
6月	上旬	理事会	ほほえみ5階
	下旬	定時評議員会	ほほえみ5階
7月	11日(火) 14時～	広報部会 地域社協会長会	ほほえみ5階
8月	中旬～9月	賛助会員募集（8月＝強化月間）	区内各地域 区社協事務局
9月	12日(火) 14時～	地域社協会長会	ほほえみ5階
	9月～10月	地域における各種高齢者事業	区内各地域
10月	10月1日～	共同募金活動	区内各地域
	上旬	広報部会 地域社協会長会 善意銀行運営委員会	ほほえみ5階
11月	上旬	理事会	ほほえみ5階
12月	上旬	地域社協会長会	ほほえみ5階
1月	下旬	ほほえみカーニバル2023	地域の会館 ほほえみ5階
2月	上旬	広報部会 地域社協会長会	ほほえみ5階
3月	中旬	理事会	ほほえみ5階
	下旬	評議員会	ほほえみ5階